

## 総合防災技術推進会議設置要領

令和 8 年 5 月 25 日

内閣府政策統括官（防災担当）決定

### （設置）

第 1 大規模地震や頻発する風水害等による被害の軽減には先端科学技術の徹底的な活用が重要であり、「防災立国の推進に向けた基本方針」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）において「防災対策推進のための技術のニーズ・シーズを把握し、産官学民連携による防災技術の研究開発・社会実装等を推進する」とされたことを踏まえて、防災技術の研究開発と実装を推進すべき研究テーマ及び推進方策等の総合的な検討を目的として、内閣府に総合防災技術推進会議を設置する。

### （委員等）

第 2 推進会議の委員は、別紙のとおりとする。  
2 推進会議には、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

### （座長）

第 3 推進会議に座長を置き、委員の互選により選任する。  
2 座長は、推進会議の議事を総括する。

### （事務局）

第 4 推進会議の事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

### （会議の開催）

第 5 推進会議は、座長又は第 7 に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、推進会議を開くことはできない。  
2 座長は、推進会議の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、推進会議を開くことができる。  
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、推進会議に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。  
4 必要に応じて別途 WG を設置することができる。

### （議事要旨）

第 6 事務局は、推進会議の終了後、議事要旨を作成し、これを公表する。

### （座長代理）

第 7 座長が事故など急遽かつやむを得ない理由により出席が困難なときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （雑則）

第 8 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。